同意項目の確認

個人情報保護法では、第三者への情報の提供のうち、以下の場合は、黙示による包括的な同意が得られているとみなされます。

> 被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者（健保組合等）の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものについて、機関紙・ホームページ等への掲載、パンフレットの配布等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合。

当組合は、下記の項目が上記の趣旨に該当する項目と判断いたしますので、お知らせします。
同意されない場合は、健康保険組合に申し出てください。
申し出がなかった場合は、「黙示による包括的な同意」があったものとみなします。
なお、同意又は留保は、申し出によりいつでも変更することができます。

1	高額療養費や傷病手当金等の現金給付の申請と給付を事業主経由で行うこと。
2	健康保険組合が行う各種付加給付金の申請と給付を事業主経由で行うこと。
3	医療費通知を被保険者および被扶養者を含めた家族（世帯）単位で行うこと